

Weekly Accounting Review

2010年7月21日 (No.065)

株式会社エスネットワークス

会計・監査・税務に関する最新情報をお送りします。

【今週号のトピック】

- 監査／「法定監査における監査人の民事責任の限定について」の公表について

【先週の特別損益等 I R】

- 文化シャッター株式会社：課徴金相当額の計上
- 株式会社プロネクサス：収用に伴う特別利益の計上

【先週の会計監査人交代等 I R】

※先週は全4件御座いました。

1. 「法定監査における監査人の民事責任の限定について」の公表について（7月16日）

日本公認会計士協会は、「法定監査における監査人の民事責任の限定について」を公表しました。

http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/post_1377.html

当該報告書は、2007年に公認会計士法が改正され、有限責任組織形態（虚偽証明等による損害賠償請求について、監査法人の財産をもって完済できない場合は、指定有限責任社員以外の責任は出資額にのみ限定される組織形態）の監査法人制度が創設され、以前とは異なる責任を負う形となったが監査人の責任は重大であることには変わりないこと、また各国においてエンロン事件等を契機として監査人の責任の議論が活発に行われていることから、日本における監査人の責任限定について考察したものであります。

当該報告書においては、諸外国（イギリス、フランス、ドイツ、アメリカ）における監査人の責任限定の特徴を記載するとともに、日本における監査人の責任限定の特徴を記載しております。

日本における監査人の責任限定の主な特徴としては以下が挙げられています。

- ・ 会社法上の第三者責任について、監査法人側に無過失の挙証責任が存在する（上記諸外国にはなし）
- ・ 対会社責任は契約による限定が認められる
- ・ 過失相殺法理が裁判所の判断により適用される
- ・ 第三者の範囲は限定されていない
- ・ 保険制度の加入は任意である（イギリス、フランス、ドイツは義務あり）
- ・ 損害賠償の発生状況としては若干数が発生（アメリカは多数）

ショート・コメント

現状として、監査法人への損害賠償請求がなされるケースは少ないですが、投資家や債権者等を保護するために、上記のような監査人の責任限定の制度を整備することだけではなく、損害賠償請求をより起こしやすい制度作りをすることが望まれます。

2. 先週の特別損益等 I R (7月12日～7月16日)

(1) 文化シャッター株式会社 (証券コード5930、東証一部) : 課徴金相当額の計上【7月12日】

文化シャッター株式会社は2010年6月9日に公正取引委員会よりシャッターの販売及び受注に関し独占禁止法に違反する行為があったとして、排除措置命令及び課徴金納付を受けたことに伴い課徴金相当額20億25百万円を特別損失に計上することとしました。

なお、株価は発表日直前終値232円から発表日翌日終値232円と変化はありませんでした。

(2) 株式会社プロネクサス (証券コード7893、東証一部) : 収用に伴う特別利益の計上【7月16日】

株式会社プロネクサスは東京都都市計画事業に協力し、東京都港区虎ノ門の主力工場の移転に伴い、地東京都から土地売却代金と建物等物件移転補償金合計約39億円から収用対象土地の簿価、工場設備簿価、その他の諸費用を控除した約35億円を特別利益として計上することとしました。

なお、株価は発表日直前終値441円から発表日翌日終値440円と1円下落しております。

3. 先週の会計監査人交代等 I R (7月12日～7月16日)

月日	会社名	市場(番号)	就任監査人	退任監査人	交代理由
7月13日	中北製作所	大証二部(6496)	優成監査法人	渡邊尚志	任期満了
7月14日	堀田丸正	東証二部(8105)	監査法人元和	ビーエー東京監査法人	親会社と監査人の一元化等
7月15日	マルミヤストア	福証(7493)	真関・大石公認会計士事務所	東陽監査法人	任期満了
7月16日	昭和ホールディングス	東証二部(5103)	稲盛公認会計士事務所 公認会計士松本健司事務所	-	※一時会計監査人の選任

【本レポートに関するお問い合わせ先】

株式会社エスネットワークス 公認会計士 橋本 卓也

Tel:03-5573-4661 / t-hashimoto@esnet.co.jp